

スクラム

2024年7月号
第231号

編集・発行
「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

スクラムユニオン・ひろしま 第23回定期大会



7月6日、西区民文化センターにおいて、スクラムユニオン・ひろしま第23回定期大会が開催された。30人を超える参加者があり、去年に引き続き出雲からはブラジル人労働者の仲間たち及び家族の方も参加した。

はじめに土屋みどり書記長より、力強い開会宣言があった。続いてインシップスの山本さんが大会議長

に選出され、議事運営が進められた。



議案を提案する土屋委員長



開会あいさつする土屋書記長



メッセージを読み上げる岩下執行委員



フォーブルで働く富田さん



本四バス分会の中村さん、深井さん

議事次第にしたがって、土屋委員長より大会挨拶があり、岩下執行委員によるメッセージ紹介と続いた。今回も各地の労働組合、ユニオンから励ましのメッセージをいただいたが、くわしくはメッセージ集を見てもらうこととし、CUNNからのメッセージを紹介した。

議案提案に入り、土屋委員長が2023年の活動報告を行った。世界情勢のところでは、ロシアによるウクライナ侵略を批判し、イスラエルによるガザ侵攻、パレスチナ民族に対するジェノサイドをきびしく糾弾した。



GL分会の仲間 元廣さん、福田さん、尺田さん



議長を務めた山本組員



出雲・太田から駆け付けたブラジル人の仲間たち

国内情勢では、岸田政権は2027年までに43兆円もの防衛費を確保するとし、軍事大国化への道が着々と推し進められている。日米軍事同盟の強化、軍事費の倍増、平和憲法の実質的改ざん敵基地攻撃能

力の確保、安保関連3文書の閣議決定、「経済安保法」や「改定防衛省設置法」「地方自治法改定」も成立させ、戦争遂行体制の法整備が進められていることに強い警鐘を鳴らした。

また、岸田政権は、原発政策を転換し、新規原発の増設、原発再稼働方針などをうちあげ、原発推進に拍車をかけている。このことに対して、断固として反対していかなばならない。

現在、経団連を中心に、労働基準法を骨に抜きにする「労使自治を軸とした職場環境のあり方を個別企業の労使が話し合い、決定するという」見直しが進められている。厚生省も「新しい時代の働き方に関する研究会」などを開いている。こんなことがまかりとおれば労働者の権利はなくなり、一方的に経営者の言いなりとなり、労働組合の存在意義もなくなってしまう。労働運動の終焉となりかねない危機的状況が近づいている。これらの動向に注目するとともに、反対運動を大胆に起こしていかなければいけない。

また、物価上昇に伴い、庶民の生活は苦しさを増すばかりで、日本の99%を占める中小企業ではまだまだ賃金は上がらず、実質賃金は25か月連続減少し続けている。一部の大企業に富が集中する一方で格差は拡大し、労働者の相対的、絶対的貧困が進んでいる。スクラムユニオン・ひろしまでは、最低賃金を1500円以上引き上げ、都会と地方の最低賃金の格差をなくす活動をしている。



熊原さんと加藤執行委員



閉会挨拶をする柳副委員長

スクラムユニオン・ひろしまの活動は、個別労働問題だけでなく、外国人技能実習生制度問題や、憲法改悪、平和運動、物流2024年問題、劣悪な介護労働問題、パワーハラスメントによる退職勧奨など、様々な課題に取り組んでいる。みんなが格差のない安心して暮らせる社会作りのために、子どもたちの明るい未来のために、できるだけ多くの人々の賛同を得て、ともに闘う輪を作り上げていこう。

土屋書記長より2023年度決算報告があり、会計監査の村中氏による会計監査報告の発表、2024年度活動方針、2024年度の予算案の提案があり、続いて竹本副委員長より、役員改選提案があった。

質疑応答の後、各闘争報告があった。闘争報告は、大会参加者が順番に壇上にあがって行なった。最初は、出雲・大田のブラジル人の仲間たちが壇上にあがり、本四バス分会、フォーブルの富田さん、GL分会、加藤佑典さんから闘争報告があった。

最後に議案提案に対して採択が行われ、満場一致で採択された。

無理な願いを快く引き受けていただいた山本さんから議長退任のあいさつを受けた後、柳副委員長からの閉会宣言でもって、無事に第23回定期大会を終了した。



懇親会場での記念写真



懇親会を終えて、会場外での記念写真

福岡地裁：技能実習生の孤立出産の裁判から

福岡の食品製造会社で技能実習生として働き始めたGさんは、来日後約半年たった2023年12月に自分が妊娠していることに気付いた。勤務先に相談するとベトナムに帰国させられるかもしれないと思い、妊娠したことを周囲に相談できなかったという。送り出し機関にいるときに、妊娠してはならないと言われていたことが脳裏にあったからだ。何も変わらない技能実習生の関係諸団体の有様に怒りがわく。

2024年2月上旬、腹痛に耐えられず勤務を早退し、交際相手の家に帰宅した。そして、その後、トイレで男児を出産した。死産だった。夕方、交際相手が帰宅すると、Gさんが床に横たわっていた。服や床は血で汚れており、慌てた交際相手は知人とともにグエット被告を病院へ連れて行った。そこで、Gさんは監理団体の職員や警察官に、男児をごみ箱に捨てた旨を申告した。Gさんはそのまま、死産した赤ちゃんの遺体を遺棄したとして起訴された。

予期せぬ妊娠出産を経て、罪に問われる技能実習生に私たちはこれまでに複数回直面してきた。「家族のため、自分の将来のため」と異国の地へやってきた女性を、このような事態になる前に救うことができなかった悔しい思いは、忘れることができない。そして、多くの事件を経てもなお、抜本的な制度の改革に着手せず、いまだ各地で継続的に起こっている孤立出産の問題に、目を背けている制度立案者たちに怒りを覚える。国が本気で取り組めば、このような事態はある程度防ぐことはできるはずだ。しかしながら、新たな育成就労制度においても、妊娠出産に関する記述は全く見られない。国にとって、外国人労働者の女性が妊娠して苦しんだとしても、取るに足らないことでしかないのだろう。

今回の事件では、生まれてきた乳児をごみ箱に入れて蓋をしたことが争点になっている。これは、死体遺棄なのか。1年前に最高裁で争われた熊本のリンさんの孤立出産事件の際にも、死体遺棄について闘争がなされたが、検察側は悪意を持って「ごみ箱に入れたのだから、死体遺棄」と言い放つ。

すでに、本人尋問を終え、福岡地裁の結審を待つのみとなる。Gさんの支援に当たっているコムスタカの代表中島さんは、「そもそも孤立出産をしないための仕組みがない。このままでは、すべての孤立出産した女性が刑事罰に問われることになりかねない。」と述べている。

Gさんは、すでに支援団体によって保釈され、落ち着いた日常を取り戻している。司法が外国人労働者の実情に寄り添った判断をしてくれることを願ってやまない。

闘争短信

社会福祉法人 メインストリーム

社会福祉法人メインストリームの傘下にある特別養護老人ホームで働くKさんは、いわれなき誹謗・中傷を受け、介護の仕事から外され、掃除だけするように指示されている。いわれなき誹謗・中傷とは次のようなものである。4月に入って、特別養護老人ホームで利用者さんの中に皮膚病の疥癬が広がっていた。ご存じのように疥癬は接触感染で広がっていくもので、消毒や衛生管理を強化することによって予防

していかなければならない。ところが、ここの管理責任者は疥癬をホームに持ち込んだのは誰かなどと犯人捜しに躍起となった。そのターゲットにされたのが K さんであった。K さんの実家は農業を営んでいて、その手伝いをしている K さんには腕に虫刺されの痕があった。それを見た管理者が「疥癬じゃ」と騒ぎだし、腕や足の写真を撮った。K さんは大学病院の皮膚科を受診し、腕の傷が単なる虫刺されであると診断された。その検査結果を部長に報告したところ、「私は皮膚科の先生を信用していません。自分の目しか信じませんから。これは疥癬だと思います。」などと、およそ非科学的な一方的な判断が示された。

その後、K さんには看護師の監視が付くようになり、5月の下旬には、再度両手両足の写真を撮られ、「これはやっぱり疥癬ですね」などと決めつけられた。その上、上半身の裸の写真を撮らせるように迫られた。K さんは拒否したが、「農業を営んでいる父母が家に疥癬を持ち帰ってばらまいているんじゃない?」「私が家に行ってバルサンをたく」などと常識では考えられないような暴言を吐いた。さらには、「あなた、家族とここでの仕事、どちらを取りますか」と、家族のことが大事なんだったら辞めてくださいと退職を迫った。

途方に暮れた K さんはスクラムユニオンに加入し、闘うことを決意した。ユニオンとしてはすぐに加入通知と団交要求書を送付した。ところが、担当窓口となった武田という責任者は、勝手に団交日時を決められても困るとか、いまは忙しいとか言って団交に応じようとしなかった。では都合のいい日はいつなのかと聞いて日程を確定した。しかし、この武田は、「私は労働組合のことなんか知りません」とか「団交に応じるかどうかは、こちらの都合です」などと言いだしてきた。

団交当日、わざわざ休みを取って駆けつけてきた K さんと待っていたが、武田は現れなかった。電話すると、まだ会社において、団交に応じるなどとは言っていませんなどとうそぶいた。ここまで愚弄する管理責任者もめずらしい。スクラムユニオンとしては不当労働行為救済申立を視野に、とりあえずあっせんを申請した。

フォーブルの「乗務時間告示」違反を運輸局に申立

乗務員に一日4時間超の長時間連続運転を強制することを改めない会社

国は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を、「一日の連続運転は4時間以内であり、かつ運転の中断には、1回連続10分以上、合計30分以上の運転離脱が必要である」と「乗務時間告示」で定めている。組合は、2024年2月26日と3月15日の2回、(株)フォーブル(以下会社という)に対して、告示を守って「現行のすべての仕業を24年の国の改善基準告示改正を満たすものに改めること」「4時間以上連続運転が発生しないように現状の仕業を見直すこと」を求めた。これに対して、4月12日に会社は、「4月のダイヤ改正の時に新改善基準に合うように見直した」と回答した。

ところが、A組員が乗務した東亜ハイツ線の「東亜7」では、5月、6月と二度にわたり4時間を超える連続運転となり警告音が発生した。また、戸山線の新「戸山1」でも、4月、6月と二度にわたり4

時間超の連続運転が発生した。会社は、4時間超連続運転が発生する仕業をなくすどころか、あらたに4時間超連続運転が生じる新「戸山1」という仕業を作成していた。

運輸局に会社への監査と行政処分措置をとるよう申立

「4月以降も4時間を超える連続運転が発生している」という組合の指摘に対して、会社は、5月13日に「デジタルタコグラフの記録を分析して、見直し以降の状況がどうなっているかを組合に報告する」と回答しているが、1カ月半を経過してもいまだに報告はない。

組合員Aさんは、こんな会社の対応を許してはいけないと、7月上旬、運輸局に対して、①会社は「乗務時間告示」を満たすものに仕業を見直す作業を先送りしている。②「見直した」と称する仕業でもいまだに4時間超の連続運転が生じている。③会社は「乗務時間告示」の規程に違反して、Aさんや他の乗務員に対して長時間連続運転となる過酷な労働を強制しており極めて悪質である。④よって、会社に対して速やかに監査を行うとともに行政処分措置をとるよう求めた。

これに対して運輸局の担当官は、①申立ては内部告発として扱う。②会社が4時間連続運転の仕事させているかどうか事実確認し、基準が守られていないことが事実であれば、国交省として指導に入ることを確約した。組合は、法律を無視して「乗務時間告示」違反を改めず乗務員に一日4時間超の長時間連続運転を強制する会社の悪質な実態や姿勢を、労使交渉や監督官庁を活用して改めさせるよう今後も取り組んでいく。

スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

6月の報告 (一部抜粋)	7月の予定 (一部抜粋)
2日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	1日 あい団交、平田弁護士相談
4/5日 出雲労働相談、帰国者の会役員会、GL団交	2日 アバンセ団交
6日 坂本弁護士打ち合わせ、中国新聞取材	3日 出雲労働相談
7日 統一コミティ、毎日新聞取材	5日 フジアルテ団交
8/9日 移住連ワークショップ(大阪)	6日 スクラムユニオン・ひろしま第23回定期大会
11/12日 出雲労働相談、海田自動車学校労働審判	9/10日 出雲相談会
15日 四国実行委員会(CUNN 全国集会へ向けて)	14日 郵政ユニオン中国地方大会
18/19日 出雲労働相談、フジアルテ、アバンセ団交	17日 実習生ネット
20日 コストコ団交、ふれあい学習会	20日 安全運輸団交
21日 メインストリーム団交(拒否)、実習生ネット	21日 NPO 事務局会議
22日 ユニオンネット全国交流会	25日 あい団交
27日 エイジトレディング団交	26日 中労委(コムテック)
29日 地域ユニオン鳥取定期大会	8月4日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
30日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会 他	他